

日本遺産「中世日根荘の風景」
対象地域活性化プロジェクト業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和4年7月8日

日本遺産日根荘推進協議会

日本遺産「中世日根荘の風景」対象地域活性化プロジェクト業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的、趣旨

泉佐野市は、関西国際空港のあるまちである一方、日本遺産のストーリーが3つ存在する全国でも珍しい歴史深いまちでもあります。

海の「北前船主集落」、里の「中世日根荘の風景」、山の「葛城修験」と、海岸部から山間部まで日本遺産のストーリーがつながる日本屈指の「歴史文化遺産都市」となり、新たな泉佐野の顔として、今後の賑わいづくりの一角を担っていくものと捉えています。

それには、受入に向けての整備は不可欠であり、多くの文化財で構成する日本遺産の魅力向上につながる整備等を行い、文化財を活用した賑わいづくりの拠点として、更なる磨き上げを図っていく必要があります。

一方、近年、全国的に人口減少が進む中、本市の人口も令和2年国勢調査結果によると、人口増減率は5年前より-0.83%となりました。特に3つの日本遺産に関わりのある日根荘対象地域は山間部を中心に少子高齢化が進んでおり、これまで以上に人口減少に歯止めをかけ、地方創生を推進する新たなまちづくりが課題となっています。

このようななか、本市では、認定された日本遺産を総合的に整備・活用して地域の活性化、交流人口・関係人口の拡大を図っていくこととしており、とりわけ、日根荘対象地域について、中世以来の農村風景、中世らしい景観を維持しながら、保全整備に取り組んでいきたいと考えています。

本事業は、日根荘対象地域の景観、魅力を活かした民間活力による活性化に向けた取り組みを広く公募し、地域の活性化、交流人口・関係人口の拡大を目的に実施します。そして、今後の国内外へのシティプロモーションの有効な観光資源として、本市の魅力度アップとともに、地域振興とシティプロモーションに向けた取り組みにつなげていくこととします。

2 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 日本遺産「中世日根荘の風景」対象地域活性化プロジェクト業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙業務委託仕様書のとおり |
| (3) 選定方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| (4) 契約方法 | 随意契約 |
| (5) 業務期間 | 契約締結日から令和5年3月31日まで |
| (6) 予算額 | 総額(上限額) 5,000,000円(消費税及び地方消費税相当額含む) |
| (7) 業務担当 | 日本遺産日根荘推進協議会(事務局:泉佐野市教育委員会教育部文化財保護課)
泉佐野市市長公室政策推進課 |

3 参加資格 (本業務のうち一部を再委託した場合、再委託先事業者も含む)

以下の条件を全て満たすこと

- (1) 本業務の目的を理解し、法人格を有する団体であること
- (2) 公募開始の日から契約締結日までの間に、泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく資格停止を受けていないこと

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続きの申し立てがなされていないこと
- (5) 本事業を確実かつ円滑に遂行できる人的能力及び財務能力を有しており、国税及び地方税を完納していること
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第2条第6号の規定又は泉佐野市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第17号）第2条の規定に該当していないこと
- (7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること

4 失格要件

提案書を提出してから最優先候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (2) 応募事業者が複数の提案を行った場合
- (3) 本実施要領を遵守しない場合
- (4) 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 応募書類の記載に虚偽又は不正があった場合
- (6) 見積金額が委託料の上限額を超える場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 著しく信義に反する行為があった場合

5 スケジュール

概要は下表のとおりとする

No.	内 容	日 程
1	資料配布	令和4年7月8日（金）から開始
2	質疑の受付	令和4年7月19日（火）正午（必着）まで
3	質疑に対する回答	令和4年7月21日（木）
4	応募書類の提出	令和4年7月28日（木）正午（必着）まで
5	審査会〔書類審査〕	令和4年8月上旬（予定）
6	審査結果通知（最優先契約候補者決定）	令和4年8月上旬（予定）
7	契約内容の協議	令和4年8月上旬～中旬（予定）
8	契約の締結	令和4年8月中旬（予定）

6 プロポーザルの手順

- (1) 資料配布

①公表・資料配布開始日

令和4年7月8日（金）

②配布方法

日本遺産日根荘推進協議会ホームページ（泉佐野市ホームページ内にサイトあり）又は泉佐野市ホームページ内の政策推進課ホームページからダウンロードすること

※郵送による資料配布は行わない。

③配布資料

ア. プロポーザル実施要領（本書）

イ. 業務委託仕様書

ウ. 各種様式（様式第1号から様式第4号）

（2）質疑の受付

①受付期間

令和4年7月19日（火）正午まで【必着】

②提出方法

本案件に関する質問は、「様式第4号（質問票）」に記載し、電子メールに添付して

「9 本案件に係る問い合わせ先」の電子メールアドレス（日本遺産日根荘推進協議会又は泉佐野市政策推進課）へ送付すること。なお、電子メール送信後に電話にてメールの到着確認を行うこと

※審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受けつけない。

（3）質疑に対する回答

質疑に対する回答については、質疑のあった事業者名は非公表としたうえで、質疑事項への回答を全て取りまとめて、令和4年7月21日（木）に日本遺産日根荘推進協議会ホームページと泉佐野市政策推進課ホームページへ掲載する。また、質疑に対する回答は、本実施要領及び別紙業務委託仕様書の一部とし、必要に応じて、回答の内容も踏まえた企画提案書等を作成すること。

（4）応募書類の提出

①提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送による場合は、書留郵便等によること。

②提出期限

令和4年7月28日（木）正午（必着）

※7月27日までに持参の場合は、平日の9時から17時の間（12時から13時を除く）とする。

③提出場所

「9 本案件に係る問い合わせ先」と同じ

④提出書類

提出書類の作成にあたっての注意事項

ア. 応募書類

○指定様式については、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとする。

○文字サイズは原則10.5ポイント以上。文字等の色指定なし。

○左綴じ各頁に通し番号を記載すること。

○正本1部は、提出書類No.1～9までを1組として左上をホッチキスでとめること。

○副本5部は、提出書類No.4～9までを1組として左上をホッチキスでとめること。

No.	書類等の名称 様式	記述内容等	提出 部数
1	参加申込書 ＜様式第1号＞	必要事項を漏れなく記入し、代表者名義で記名押印すること	1部
2	参加資格確認書 ＜様式第2号＞	必要事項を漏れなく記入し、代表者名義で記名押印すること	1部
3	提案書 ＜様式第3号＞	必要事項を漏れなく記入し、代表者名義で記名押印すること	1部
4	見積書 ＜様式自由＞	見積金額には消費税を含む。ただし、契約目途額を超える金額は記載不可。積算内訳を記載すること	6部
5	企画書 ＜様式自由＞	業務提案や効果的な企画提案、業務実施にあたり業務遂行能力等を提案すること	6部
6	業務計画表 ＜様式自由＞	業務実施スケジュールを記載すること	6部
7	業務実施体制書 ＜様式自由＞	チーム編成や管理者・担当者の経歴・実績についての詳細を明記すること	6部
8	提案者の概要書 ＜様式自由＞	会社案内等を記載、添付すること	6部
9	その他 ＜様式自由＞	類似実績やアピールすることがあれば記載すること	6部

イ. 添付書類

○令和4年度泉佐野市入札参加資格登録業者については提出不要

No.	書類等の名称	内 容 等	提出 部数
1	登記事項証明書	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかで、受付前3カ月以内に発行されたもの	A4写し 1部
2	納税証明書	国 税：直近の税務署発行の「様式その3の3」 地方税：直近の泉佐野市税務課発行の「市税について未納の税額がない証明」※泉佐野市に納付すべき市税がない場合は国税のみの証明書	A4写し 1部ずつ
3	財務諸表類	直近1年分の貸借対照表、損益計算書	A4写し 1部ずつ
4	委任状(任意様式)	法人代表者から支店長等に委任する場合	1部

(5) 書類審査

- ①日本遺産日根荘推進協議会、泉佐野市の庁内関係課で組織した審査会において、提出書類の審査を実施する。

②書類審査にあたっては、次の評価基準に沿って提出書類の内容審査を行う。

- ア. 企画提案の独創性・的確性
- イ. 委託業務実施に関わる基本的な考え方の妥当性
- ウ. 業務実施スケジュール・体制の妥当性

③審査会にて評価・採点を行い、原則、最高得点を得た者を最優先契約候補者とする。

採点基準は以下のとおり

評価項目	内容	配点
事業実施方針	・文化庁の日本遺産事業や日本遺産「日根荘」のストーリー、当該業務の趣旨・目的（関係人口や交流人口の増加等）などを十分理解しているか。 ・魅力ある企画・独創性があり、話題を集めることができるか。 ・的確性、地域性等着眼点が優れているか。 ・事業終了後も持続可能な内容であるか。	40点
業務の具体性及びスケジュールの妥当性	・業務実施スケジュールは具体的で現実的であるか。また、各業務の進め方や成果が具体的に示されているか。	15点
実施体制	・業務内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員、役割体制等）となっており、業務を迅速に遂行することができるか。	15点
業務実績	・同種業務の実績	10点
コスト評価	・見積額に妥当性があるか。	20点
合計割合		100点

ア. 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者とし、さらに見積金額が同価である場合は、くじ引きとする。

イ. 提案者が1者であった場合でもその者について選定するものとし、基準点以上（配点の60%）あれば本委託業務の随意契約の候補者とする。

ウ. 応募事業者からのプレゼンテーションは行わない。

(6) 審査結果通知

最優先契約候補者を選定後、応募事業者全員に文書で通知し、選考結果は日本遺産日根荘推進協議会ホームページと泉佐野市政策推進課ホームページで公表する。

(7) 契約内容の協議

最優先契約候補者と日本遺産日根荘推進協議会とで契約内容等の協議を行う。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含み、最優先契約候補者が辞退又は本プロポーザル実施要領の規定に違反したこと等の理由により協議が不調のときは、審査会で順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

(8) 契約の締結

契約書に調印し、契約を締結する。

7 契約保証金について

当該請負契約を締結するに当たり請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、泉佐野市契約規則第32条の規定に該当し、泉佐野市がその必要がないと認められた場合はこの限りでない。

8 その他留意事項

- (1) 応募書類の提出後の辞退は、速やかに連絡すること。
辞退届は文書（様式自由）で提出すること
- (2) プロポーザルに参加する費用は、全てプロポーザル参加者の負担とする。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできない。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、泉佐野市が承諾したものについてはこの限りではない。
- (4) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、日本遺産日根荘推進協議会が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、泉佐野市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 提出された書類は一切返却しない。

9 本案件に係る問い合わせ先

日本遺産日根荘推進協議会

事務局：泉佐野市教育委員会教育部文化財保護課

所在地：〒598-0001 泉佐野市上瓦屋610 青少年課事務室附属施設1階

電話：072-447-6766 FAX：072-469-0577

E-mail：bunkazai@city.izumisano.lg.jp

泉佐野市市長公室政策推進課

所在地：〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号 泉佐野市役所本庁舎4階

電話：072-463-1212（内線2428・2429） FAX：072-464-9314

E-mail：seisaku@city.izumisano.lg.jp